

# 審 査 基 準

平成29年8月21日作成

法 令 名：集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和25年12月26日 洲本市条例第177号)
根 拠 条 項：第3条
処 分 概 要：集会、集団行進及び集団示威運動の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例第3条
審 査 基 準： 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。 1 実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 2 実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市町議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁及び外国公館等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 3 実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。 4 その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安寧の保持に直接危険が及ぶことが明らかであるとき。
標 準 処 理 期 間：
申 請 先：開催地を管轄する警察署の警備課
問 い 合 わ せ 先：開催地を管轄する警察署の警備課 兵庫県警察本部警備部警備課実施第一係
備 考：